

原宿リハビリテーション病院
指定第1号通所事業（通所型サービスC）運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 巨樹の会が設置する原宿リハビリテーション病院(以下、「事業所」という。)において実施する渋谷区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービスCとして渋谷区が定めるもの。以下、「通所型サービスC」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスCを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び必要な援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市区町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 通所型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 医療法人社団 巨樹の会 原宿リハビリテーション病院
(2) 所在地 東京都渋谷区神宮前6丁目26番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスCの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (3) 補助員 1名以上

(通所型サービスCの利用定員)

- 第5条 事業所の利用定員は、1単位15名とする。

(営業日、営業時間、サービス提供時間及びサービス提供場所)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする(祝日含む)。

ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時00分から午後3時00分までの120分以内とする。

(4) サービス提供場所 原宿リハビリテーション病院

東京都渋谷区神宮前6丁目26番1号

(通所型サービスCの内容)

第7条 通所型サービスCの内容は次のとおりとする。

(1) 開始前訪問アセスメント

(2) 初回アセスメント

(3) セルフマネジメントプログラム

(4) 運動器の機能向上プログラム

(5) 栄養改善プログラム

(6) 口腔機能向上プログラム

(7) 社会参加プログラム

(8) 終了前アセスメント

(9) 終了前カンファレンス

(10) 終了後モニタリング

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所型サービスCを提供した場合の利用料の額は、「渋谷区指定訪問型サービス及び指定通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する要綱」上の額とし、法定受領とする。

2 患者本人に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする(税別)。

(1)閲覧費用……………3,300円(閲覧は最長2時間まで)

(2)診療録等の謄写…………1枚につき55円

(3)画像の謄写……………記録媒体1枚につき1,100円

(4)開示申請に係る手数料 開示申請1件につき330円

3 患者本人以外に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする(税別)。

(1)「開示申請の手数料」に含むものとする…………3,300円(閲覧は最長2時間まで)

(2)診療録等の謄写…………1枚につき55円

(3)画像の謄写……………記録媒体1枚につき1,100円

(4)開示申請に係る手数料 開示申請1件につき3,300円

4 教材、その他の費用は利用者負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、渋谷区内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 通所型サービスCの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市区町村、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 通所型サービスCの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いをしない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所型サービスCの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 利用者は体調不良の場合は、事前に従事者に連絡をする。サービス提供中の場合は、その都度従事者に報告する。

3 非常災害により、通所型サービスCの提供が困難な場合あり。

(損害賠償)

第13条 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・心身財産に障害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2. 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害賠償が生じた場合

(4) 利用者が、サービス提供時間外の転倒による怪我等にもっぱら起因して損害賠償が生じた場合

(5) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼の反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 前項の非常災害対策に対する具体的計画は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てるものとする。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業者及び事業者の使用する者は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、これを適切に管理することに努めるものとする。
- (1) 個人情報の収集・利用・提供
個人情報を保護・管理する体制を確立し適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守する。
- (2) 個人情報の安全対策
個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じる。
- (3) 個人情報の確認・訂正・利用停止
当該本人（利用者）等からの内容の確認・訂正・あるいは利用停止を求められた場合には、内部規則により適切に対応する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るための機会を設けるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する通所型サービスCの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は原宿リハビリテーション病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

作成日：2024年4月1日

改定日：2024年12月1日